

令和4年版 平成27年1月1日改正税法対応

前提条件	(1)一次相続課税価格	300,000,000	1.000
	同上中分割対象外	配偶者分	0.000
		その他の相続人分	0.000
	(2)配偶者以外の相続人数	3	人 ←
	(3)二次相続までの見込経過年数	7	年(端数切捨)
(4)配偶者の固有財産	10,000,000	円	

一次相続(配偶者除)		二次相続	
法定相続分	人数	法定相続分	人数
1/6	3	1/3	3
1/2	3	1/1	3

	配偶者	その他の相続人	合計
一次相続			
分割割合	0.427	0.573	1.000
取得財産(課税価格)	128,100,000	171,900,000	300,000,000
相続税配分額	21,691,600	29,108,400	50,800,000
配偶者の税額軽減	21,691,600		
納付相続税額	0	29,108,400	29,108,400

相続税の総額の計算		
課税価格	300,000,000	
基礎控除	54,000,000	4人
課税遺産総額	246,000,000	
相続税の総額	50,800,000	

二次相続			
取得財産(課税価格)			138,100,000
相続税の総額			12,019,800
相次相続控除			0
納付相続税額			12,019,800

課税価格	138,100,000	
基礎控除	48,000,000	3人
課税遺産総額	90,100,000	
相続税の総額	12,019,800	

一次+二次相続税額(最小値) **41,128,200**

〇〇税理士事務所
 〇〇県〇〇市〇〇9-9-9 909
 000-000-0000